

## 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況について

公職選挙法第 28 条の 2、第 28 条の 3 及び第 28 条の 4（第 30 条の 12 で準用する場合を含む）による選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧について、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間は申出がありませんでした。

平成 31 年 4 月 22 日

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長 萩原 久